

2024年度「法2」（白石忠志）解答のポイント等

ver. 2025-02-01a

- 全体
 - 最終的な点数は、90点以上の学生数が教養学部ルールの推奨範囲内となるようにしており、80点以上の学生数が教養学部ルールの推奨・許容範囲内となるようにしています。そのため、最終的な点数は、全体に、採点点数よりも高めに調整しています。
 - 以下の「解答例」は、あくまで「例」です。他に、更に優れたものがあり得ます。
 - 「解答例」は、解説目的を兼ねるので、少し長めとなります。
- 第1問
 - (a)は、欧州委員会がMetaに命令をするという、国際文脈の話であるから。
 - (b)は、次のいずれか。
 - 米国行政機関であるDOJが文書を提出したという米国内文脈の話であるから。
 - 大文字で始まる連邦裁判所の固有名詞の一部であるから。
 - (a)は冠詞が「a」で、(b)は冠詞が「the」である、という指摘が多かったのですが、あまり関係ないと思います。「米国の」の意味で「the」が付く例も、「連邦の」の意味で「a」が付く例も、いくらでも作れます。
 - 例：The DOJ filed a brief in a US court.
 - 【解答例】
 - (a)の「US」は「米国の」、(b)の「US」は「連邦の」、という意味である。(a)は欧州委員会が命令をしたという国際的な文脈であり、(b)は米国司法省が文書を提出したという米国内文脈であるから、そう言える。
- 第2問
 - 「the Chrome default」の意識を求めたのであり、文全体の意識を求めたものではありません。もしかすると、解答に困って、わかっているが全文の意識を試みた、という答案も多かったのかもしれないと理解しています。
 - Chromeは、Googleのものですが、ブラウザであり、検索エンジンではありません。検索エンジンだと思って書いている答案がかなり多数ありました。授業で話していたことではありますが、科目の主題から離れる知識なので、採点にあたっては目を瞑ることにしました。
 - 解答として2通りあり得ると考えていましたが、後者の解答はほとんどありませんでした。
 - Chromeにおける検索エンジンの初期設定をGoogleにしていること。

- (検索エンジンとしてGoogleを初期設定としている) Chromeを、初期設定のブラウザとしていること。
- **【解答例】**
 - ブラウザであるChromeにおいて、検索エンジンの初期設定がGoogle検索となっていること (によって、他の検索エンジンが利用者にリーチする経路が狭まること)
- 第3問
 - デジタル版については、下記の解答例のとおり。
 - 裁判所サイトを見る、という解答に部分点を付けると、潔く何も書かなかった答案との関係で公平でないので、0点としました。したがって、第3問は0点が多数。
 - 紙版の調査官解説は、大きな図書館に行けばあるのは当たり前なので、それだけなら0点としました。媒体名 (『法曹時報』や『最高裁判所判例解説』) が出ていることを求めるようにしました (該当者ほとんどなし)。かろうじて『最高裁判所判例解説』のことを (具体的な書名を出せないまま) 述べているらしい解答には、部分点を付けました。
 - **【解答例】**
 - TKCローライブラリーで、「最高裁判所判例解説Web」を開き、判決年月日などの情報を入力すると、目的の判決の調査官解説を閲覧することができる。
 - 図書館で、雑誌『法曹時報』または書籍『最高裁判所判例解説』を調べれば、目的の判決の調査官解説を閲覧することができる。
 - **【念のため】**
 - 授業内容を記したGoogleドキュメントに上記解答例に相当することを書いており、最終回に、複数のslidoアンケートを交えながら、iPad映写によって、調査官解説を閲覧するところを実演しました。それを前提とした出題です。
- 第4問
 - 「又は」と「若しくは」に関する問題です。
 - 「必要ではない。」と書かれているだけでは、部分点はありません。2択で点数をもらえるのでは、適当でないため。
 - **【参考答案】** (ある学生答案を基にしたもの)
 - 必要ではない。問題文に示されている321条の並列関係を「又は」と「若しくは」に着目して整理すると、「被告人以外の……供述書」と「その者の……書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの」が並列されているため、「供述者の署名若しくは押印のあるもの」は後者にのみ必要だと言えるから。
 - **【コメント】**
 - この参考答案は、よく書けていますが、「又は」と「若しくは」がどう違うかを明示的に説明していません。多分、頭の中では、「又は」と「若しく

は」の違いを理解しているのでしょうか。しかし、それが問われているのですから、短く一言でも、それを答案に書く必要があると考えます。上記の答案は、12点満点で10点としました。

- **【解答例】**（別の学生の答案を基にしたもの）

- 必要ではない。条文では、まず「又は」を使い、さらに低い階層で「若しくは」を用いる。これを踏まえると、刑事訴訟法321条では、「被告人以外の……供述書」と「その者の……書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの」が対等の関係にある。

- **【別解】**（論理的には同じことですが）

- 必要ではない。「若しくは」は、「又は」を使った場合の選択肢の一方にしか使えないから、「供述者の署名若しくは押印のあるもの」は、もし「被告人以外の……供述書」にも係るのなら、「若しくは」でなく「又は」を使わなければならない。

- **【補足1】**

- 「必要ではない。」とした上で、理由として、刑事訴訟法321条は「供述者の署名若しくは押印」がある場合の条であり、「供述者の署名若しくは押印」がない場合でも他の条で証拠とすることができるかもしれない、との旨を述べた答案がありました。そのような答案が出てくるかもしれないと予測したため、当日の板書で、問題文に「同条によって」を追加しました。

- **【補足2】**

- この問題の作成にあたり、笹倉宏紀「正確で分かりやすい」法律文章（あるいは日本語文章）の作り方」法学セミナー840号（2025年1月号）48～50頁を参考としました。

- 第5問

- 「概念の相対性」または「概念は相対的である」という文字列を求めたことが、大きなヒントとなっています。

- 以下いずれも、仕様により、下線を省略します。

- **【解答例】**

- 「公有地」における「公」が地方公共団体のみを指すとしても、同じ言葉でも異なる法令や文脈では意味が異なることがあるという概念の相対性により、憲法89条の「公金」や「公の財産」の「公」が国も含むということはある。

- **【別解】**（ある学生の答案を基にしたもの……究極的には同じことですが、面白かった。）

- 概念の相対性により、「公」という概念は、「公有地」のように「国」と対比される場合もあれば、憲法89条の「公金」や「公の財産」のように「私」と対比される場合もある。

- 第6問

- 物事を分類することがもたらす2つの実益として授業中に紹介したものは、
 - どの類型に該当するかによって結論が異なる。
 - 漠然としたものを様々なものに分類することで理解が豊かになる。
- 他にも実益はあり得ると思います。
- 【解答例】
 - まず、3つに分類される故意のいずれであっても犯罪は成立するという点では同じであるとしても、いずれであるかによって量刑が異なる可能性がある。また、少なくとも3種類があることを示すことによって、故意という抽象的な概念に対する理解が深まる。
 - 【コメント】
 - 「いずれであっても犯罪は成立するという点では同じであるとしても」は、余計ですが、「量刑が異なる」との対比に意味があるかとも思いました。説明的な補充であり、答案にはなくても構いません。
- なお、
 - 3種類のいずれであるかによって、例えば殺人罪か傷害致死罪か暴行罪かが変わるのではなく、例えば同じ殺人罪の中で量刑が変わる、ということだと理解しています。
 - 殺人罪と傷害致死罪は、故意の種類（意図、確定的故意、未必的故意）が違うのではなく、何について故意があるか（殺すことに故意があるか傷害をすることに故意があるか）が違う、ということだと理解しています。
- 第7問
 - 次のような点に触れていただけるとよいと考えた出題です。
 - 法的三段論法のうち、
 - (a)は、規範をめぐる議論において具体的な規範を導く根拠（の一つ）となっており、
 - (b)は、事実に規範を適用して結論を得るために、関係する事実（の一つ）となっている。
 - （「規範」「事実」「適用」「結論」などについて決まった表現はないので、それらに相当することが書かれていればよい。）
 - 上記のようなものであるので、
 - (a)は、空知太神社には直接関係なく、日本全国の寺社等一般に関係する事柄である。
 - (b)は、本件の対象である空知太神社に関係する事実である。
 - 【解答例】（ある学生の手紙を基にして、若干変えたもの）
 - (a)は、戦後日本の複雑な実情を掲げること、憲法89条に反するか否かを判断する際には「そうすると」の段落のような総合考慮をすべきであるという具体的な規範を導く根拠となっている。(b)は、(a)で示された戦後日本の複雑な実情

に相当する事実が空知太神社事件にも存在したことを確認し、結論は違憲ではあったが、その結論を導くにあたってその事実も考慮したことを示している。

- 2025年度Sセメスター「駒場白石ゼミ」のお知らせ
 - 民法・刑法のわかりやすく良質な入門書を一緒に読み解く。
 - 時々、話題の法律トピックを垣間見る。
 - [シラバス](#)
 - 東京大学ECCSクラウドメール利用者のみが閲覧できます。
 - 情報有効期限：2025年7月